

土地利用計画図

- 位置: 全羅北道益山市王宮面一帯
- 面積: 2,322,932m²
- 誘致業種: 食料品製造業、飲料製造業及び関連業種
- 分譲価格: 1m²当たり154,715ウォン
(3.3m²当たり511,458ウォン)



食品産業のすべてを **ALL IN**
大きな可能性を **ZOOM IN**

食品企業の成功、
国家食品クラスターで
叶えられます。



国家食品クラスターは、研究開発(R&D)と輸出中心の食品産業育成のために作られた 食品専門の産業団地です。

FOODPOLIS

食品とイノベーションが融合するグローバル食品都市

国家食品クラスター



国家食品クラスター入居問い合わせ : 1688-8782 www.foodpolis.kr

国家食品クラスター支援センター
全羅北道益山市王宮面トンチョンジエギル110

ソウル事務所
ソウル市瑞草区江南大路 27 aTセンター 1006号



Ministry of Agriculture, Food
and Rural Affairs



Jeonbuk



AMAZING
IKSAN



AGENCY FOR
KOREA NATIONAL FOOD CLUSTER



Ministry of Agriculture, Food
and Rural Affairs



Jeonbuk

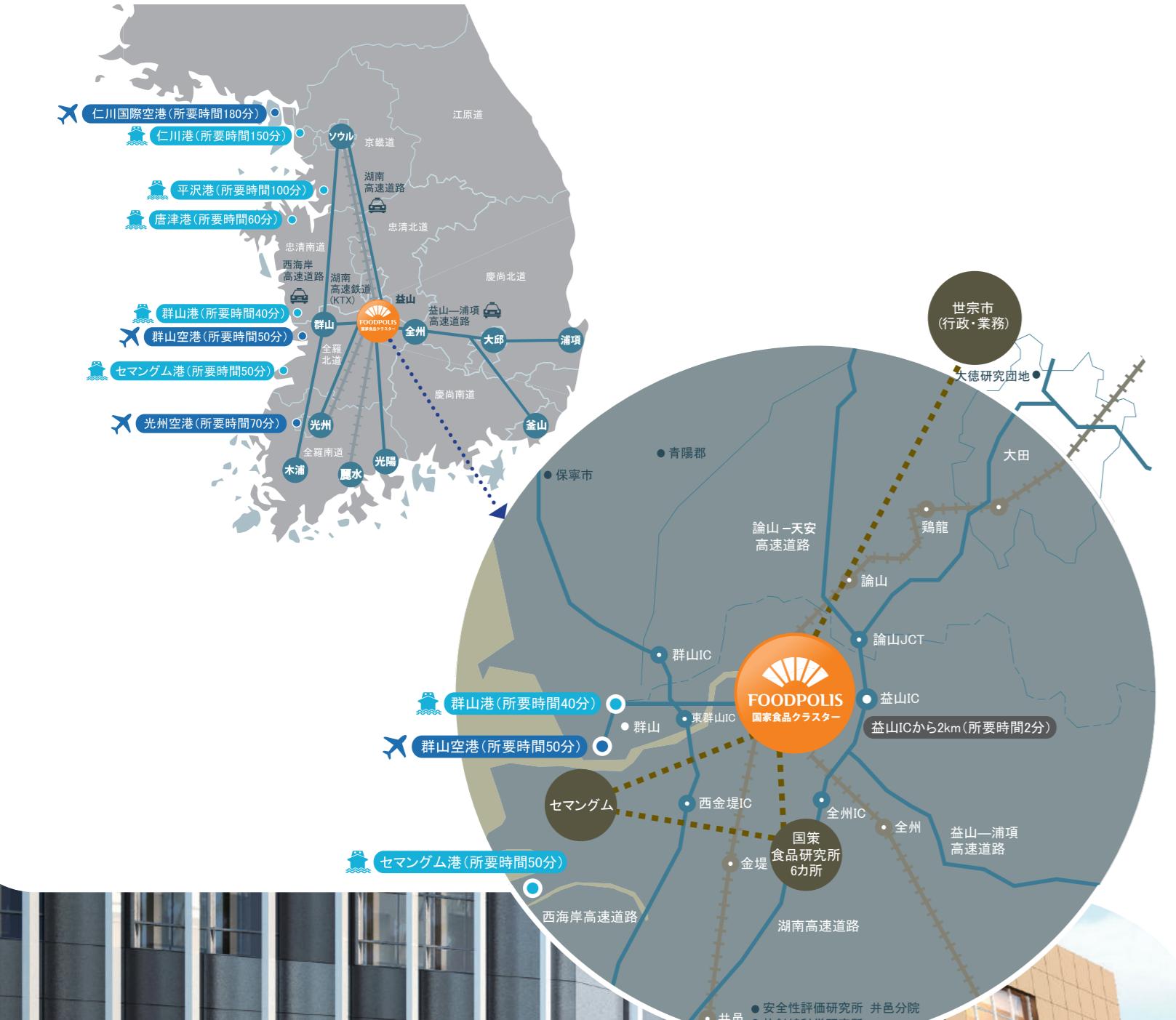


AMAZING
IKSAN



AGENCY FOR
KOREA NATIONAL FOOD CLUSTER

韓国及び海外の食品市場進出に最適な立地環境



グローバル競争力の向上に特化した支援施設



企業の負担を軽減する様々なインセンティブ

外国企業（外国人投資地域の指定）

- 50年間の土地賃貸（50年の範囲内で10年ごとに賃貸借期間を更新）
- (年間賃借料) 土地取得価額の1%
- *取得価格が1m²当り154,715ウォン、土地賃借料は1m²当り約1,547ウォン
- (賃借保証金) 取得価額の5%、7,745ウォン/m²(1年に4回分割払い可能)
- インセンティブの対象になるためには 外国人投資比率30%を維持しなければならず、外国人が筆頭株主であることが必要

区分	内 容	減免要件	根 拠
国税減免 (法人・所得税)	・5年間100%減免、 2年間50%減免	・投資金額3千万ドル (製造業)	租特法第121条の2
地方税減免 (取得・財産税)	・15年間全額減免	-	全羅北道税減免条例27条1号 益山市税減免条例23条1号
関税減免	・5年間輸入される 資本財全額減免	・外国人投資金額限度のみ 該当	租特法施行令116条の5
個別消費税減免	〃	〃	〃
付加税減免	〃	〃	〃
教育訓練補助金	・1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 道:企業当り最高5億ウォン 市:企業当り最高2億ウォン	・20名以上新規雇用の際 教育訓練の際	全羅北道投資誘致条例11条、 益山市投資誘致条例19条
雇用補助金	・道:1名当り100万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高10億ウォン) 市:1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高2億ウォン)	・20名以上新規雇用の際	全羅北道投資誘致条例10条、 益山市投資誘致条例18条

※直接敷地の分譲を受ける場合、敷地買入費用・建築費用・設備購入費用・基盤施設設置費用等の支援を受けることができ、交渉を通じて決定

外促法14条の2第1項

